

高砂市契約に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、高砂市（以下「市」という。）が行う契約に係る事務に対して、暴力団を利することとならないために講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (2) 入札参加有資格者等 市が発注する公共事業等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5に規定する一般競争入札の参加資格を有する者、同令第167条の11に規定する指名競争入札の参加資格を有する者並びに市が随意契約の相手方として選定する者をいう。

(契約の相手方等としない者)

第3条 暴力団等に該当する者は、市が行う契約に係る事務における相手方としないものとする。

(一般競争入札等からの除外)

第4条 市長は、入札参加有資格者等が暴力団等に該当する場合には、当該入札参加有資格者等の一般競争入札への参加を認めないものとする。

- 2 前項の規定は、指名競争入札、せり売り及び随意契約からの除外について準用する。この場合において、同項中「当該入札参加有資格者等の一般競争入札への参加を認めない」とあるのは、指名競争入札にあつては「当該入札参加有資格者等を指名しない」と、せり売りにあつては「当該入札参加有資格者等をせり売りへの参加を認めない」と、随意契約にあつては「当該入札参加有資格者等を随意契約の相手方としない」と読み替えるものとする。

(下請負人等からの除外)

第5条 市長は、暴力団等が下請負人等（工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人及び業務委託の全部又は主要な部分を一括して、若しくはその一部を、第三者に委任し、又は請け負わせる場合（再委託）の受任者をいう。）となることを承認してはならない。

(誓約書の徴取)

第6条 市長は、市が行う契約に係る事務からの暴力団の排除に向けた取組を実効あるものとするため、契約締結時までに契約の相手方から暴力団等に該当しない者である

旨等を記載した誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約金額が200万円以下の契約を締結するとき。
 - (2) 国又は他の地方公共団体と契約を締結するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が誓約書を提出させる必要がないと認めるとき。
- 2 市長は、工事請負契約の相手方が下請契約（当該工事請負契約の履行に伴い締結する下請契約を一次下請契約として、以下、下請契約が数次にわたるときは、その全ての下請契約を含む。以下同じ。）を締結する場合においては、当該工事請負契約の相手方に対して、当該下請契約の締結時に当該下請契約の相手方から市長あての誓約書の提出及び保管をさせ、並びに当該工事請負契約に係る工事が完成した旨の通知をする時まで当該誓約書の提出をさせるものとする。ただし、契約金額（同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当時者間で締結した場合には、その合計金額）が200万円以下の契約を締結する場合は、この限りでない。
- 3 市長は、暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、第1項ただし書及び前項ただし書の規定により誓約書を提出させる必要がない場合であっても、誓約書を提出させることができる。
- 4 前3項の規定による誓約書の提出は、契約の相手方に対して、入札公告等により義務付けるものとする。

（意見の聴取）

第7条 市長は、次に掲げる者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等に該当するかどうかについて兵庫県高砂警察署長（以下「高砂警察署長」という。）の意見を聴くものとする。

- (1) 契約の相手方
- (2) 契約の相手方が当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合（以下「第三者に業務を行わせる場合」という。）については、当該第三者（相手方への要求）

第8条 市長は、契約の相手方が第三者に業務を行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であるときは、特別の事情がある場合を除き、契約の相手方に対して、当該第三者と契約しないよう、又は当該第三者と締結している契約を解除するよう求めるものとする。

（契約の解除）

第9条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、当該契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 第三者に業務を行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

(3) 前条の求めに従わなかったとき。

(高砂警察署長への届出等)

第10条 市長は、次に掲げる場合に係る報告を受けたときは、契約の相手方に対し、高砂警察署長への届出をさせ、及びその他必要な措置を講ずるものとする。

(1) 契約の相手方が、第三者に業務を行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したとき。

(2) 契約の相手方が、当該契約の履行に当たり、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたとき（第三者に業務を行わせる場合については、当該第三者が不当介入を受けた場合を含む。）。

(高砂警察署長との連携)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市が行う契約に係る事務について暴力団を利することとならないために必要な措置を講ずるに当たっては、高砂警察署長と連携を図りながら行うものとする。

(様式)

第12条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。